

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会

小地域ネットワーク活動助成事業の申請について

助成目的

本事業は、安心して暮らせるまちづくりを目指し、小地域を単位として、住民が相互に連携、協力しながら要援護者を見守り、あるいは援助する活動（以下「小地域ネットワーク活動」という）を支援することを目的に実施いたします。

助成対象

助成対象は、小樽市内で小地域ネットワーク活動を行っている、または始めようとしている自治会やグループ等です。ただし、当該年度において、小樽市社会福祉協議会（以下、本会）が実施する助成事業への重複申請はできません。 助成できる事業及び助成対象経費は、次のとおりです。

助成対象事業

- (1) 高齢者世帯、障がい者世帯等への計画的・定期的な見守り活動や支援
- (2) 団体の小地域での概ね月1回以上の交流事業
- (3) 小地域ネットワーク活動に携わる上で必要な知識や能力向上のための研修会等の開催

助成対象経費

- (1) 器具什器費
- (2) 賃借料（会場使用料等）
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費（切手代、電話料等）
- (5) 消耗品費
- (6) 旅費交通費（活動に係る交通費実費）
- (7) 手数料（個人情報を含む文書等の廃棄処理手数料等）
- (8) 会議費（会議における湯茶代。ただし社会通念上許容される範囲のもの）
- (9) 諸謝金（研修会の講師等への謝金。助成額の10%以内）
- (10) その他本会が認めるもの



例えば、このような経費に助成金を使えます

(1)
事業で使用する
備品等の購入費

(2)
事業開催時の
会場使用料

(3)
リーフレット等の
印刷費

(4)
活動に係る
通信費、切手代

(5)
事業で使用する
消耗品費

(6)
研修会・勉強会等に
参加するための交通費

「団体の運営経費」や「営利を目的とする事業に使用する経費」には、助成金を使うことができません。



上記に加え、交流事業として「子ども食堂」を実施する場合に限り、「食材費」に助成金を充てることができます



助成金額

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| (1) 見守り活動又は交流事業を行っており、初めて本事業の助成を受ける団体 | 8万円以内 |
| (2) 見守り活動を行っており、これまで本事業の助成を受けた実績のある団体 | 6万円以内 |
| (3) 交流事業を行っており、これまで本事業の助成を受けた実績のある団体 | 5万円以内 |

助成金申請の流れ

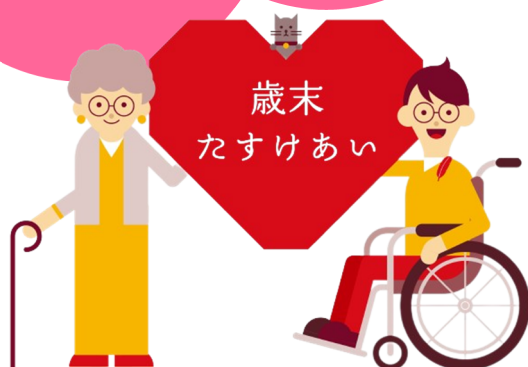
- 1** 事前に、事務局へ助成希望の意思をご連絡ください。必要に応じて活動内容や助成金の使途等についてお話を伺い、助成制度について説明をさせていただきます。
- 2** 助成金の申請書類を本会へ提出してください。申請書類の書き方などについては、担当職員が適宜サポートいたします。
- 3** 本会にて申請書類について審査を行い、各団体へ結果をお知らせします。助成が決定した団体に対しては、助成金をお振込みいたします。

~~令和7年度助成の締め切りは、令和7年3月17日(月)です。~~
~~助成を希望する団体は、締め切りまでに申請書類を提出してください。~~



令和7年度は、全17団体へ助成を実施いたしました。
令和8年度の助成団体募集は、令和8年2月以降に行う予定です。

この事業は皆様からいただいた
「歳末たすけあい義援金」
から助成を受けています



【 お問い合わせ先 】

小樽市社会福祉協議会 地域福祉係
小樽市富岡 1-5-10 小樽市総合福祉センター内
電話：23-7847
FAX：32-5641
MAIL: o-chifuku2023@otaru-shakyo.jp